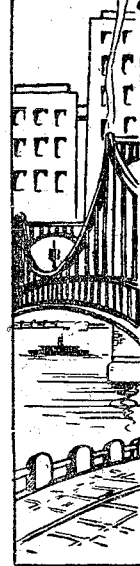


論 說

道路標識令の制定に就て



大熊貞邦

目 次

- 一 制定の趣旨に就て
- 二 道路法との關係に就て
- 三 道路標識と類似施設との關係に就て
- 四 設置義務者及費用負擔者に就て
- 五 道路標識の種類に就て
- 六 道路標識の設置地點に就て
- 七 道路標識の様式に就て

論 說

結 び

一 制定の趣旨に就て

今般大正十一年内務省令第二十七號「道路警戒標及道路方向標ニ關スル件」を廢止し、新に「道路標識令」が制定公布せられた。其の制定の趣旨とする所は、道路標識に關する舊省令が二十年前の制定に係り僅かに七種の警戒標と一種の方向標を定めたに過ぎず、其の後自動車の發達に伴ひ道路交通の状態は愈々複雑多岐を極め、從來の標識文では道路交通の保全是到底期し得なくなつたのみならず、實際上の必要から全國に各種各様の標識が設置せらるゝに至り、自動車による遠距離輸送の盛なる今日、標識の不統一は之亦交通上種々の支障を生ずるに至つた、時恰も金屬回收の實施に伴ひ既設道路標識の取替を爲す必要に迫られてゐる現狀に鑑み、多年研究の結果得た成案に基いて茲に道路標識の様式並に設置方法を統一し、以て道路交通の萬全を期せんとするものである。

二 道路法との關係に就て

(一) 道路標識令は道路取締令と同じく道路法第四十九條「道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(以下略)」の規定に基く道路法の附屬命令である。

(二) 而して道路法第二條の規定に依り、「道路ニ附屬スル道路標識」は命令を以て特別の定を爲さぬ限り「道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ」ことゝなるのである。

(三) 道路標識は其の支柱を地中相當の深さに植込むべきものであるから原則として「道路ノ附屬物」となる譯であるが、道路の構造上其他の必要に依つては之を定置式(スタンド式)と爲すことが出來、此の場合に於て果して「道路ノ附屬物」となるか疑問なきを得ない。通牒五に依れば定置式と爲す場合に關し、

「荷重常置ノ目的ヲ以テ設置スルモノニ在リテハ堅牢且ツ相當ノ重量ヲ有スル臺盤ヲ用ヒ道路ノ附屬物タル實質ヲ具備セシムベキコト」

と指示してゐる。故に常置の目的を以て設置するものは定置式であつても「道路ノ附屬物」として取扱つて行く方針であると解することが出来る。

三 道路標識と類似施設との關係に就て

(一) 道路標識は「道路交通ノ保全又ハ利便ヲ圖ル爲必要アルトキ本令ノ定ムル所ニ依リ」設置せらるゝ標識である。(第一條)

(二) 従つて交通信號機又は路面に停止線を標示する交通標識の如きものは道路交通保全の施設ではあるが、本令の定むる所に依り設置するものでないから道路標識と稱すべきでない。之等に付必要あるときは別に省令を制定して規律することにならう。

(三) 「公園其ノ他ノ場所ニ於ケル」通路」ニ設クル禁止又ハ案内等ニ關スル標識ノ類」も道路標識でないから「本令ノ適用ナキモ成ルベク本令ニ定ムル所ニ準ゼシムル様指導スベキ」であると指示せられた。(通牒六)通行者にとつては道路なると通路なるとを問はず統一せられた標識により規律せらるゝことが望ましいからである。

(四) 國有鐵道建設規程第五十五條第五號及線路諸標設備心得第十九條又は地方鐵道建設規程第二十一條第二項若は軌道建設規程第二十條第二項の規定に依る「踏切警標」は其の効用に於て道路標識に類似してゐるが、之は鐵道又は軌道の保安設備の一種と解すべきであり道路標識ではない。

(五) 旅客自動車運輸事業運輸規程第十三條の規定に依る「停留場ノ表示」の施設は形狀其の他の點に於て類似して居るが道路標識ではない。而して通行者の認識を混亂せしめぬ様道路標識と酷似する様式を避くべきで特に色彩の如きは別系統のものを使用するのが適當であらう。

(六) 此の點に關聯し通牒七に於て一般的に「廣告等ノ施設」に對し左の如く指示して居る。

「道路上又ハ其ノ近傍ニ設クル廣告等ノ施設ニシテ本令ニ定ムル標識ニ類似スルモノヲ建設セザル様指導並ニ取締ヲ爲スベキコト」

四 設置義務者及費用負擔者に就て

(一) 本令第一條に於て「道路交通ノ保全又ハ利便ヲ圖ル爲必要アルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ道路標識ヲ設置スベシ」と規定せられ道路標識の設置義務者及費用負擔者に就て明示せられて居ないけれども、道路標識は道路の效用を全うする爲施設するものであり、且近代道路として不可缺のものであるから道路管理者が之を設置すべき義務を有すること可言を俟たなす。

之を道路法により説明すれば、道路標識は多くの場合道路の附屬物となり（前出第二の(三)參照）、「道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ」(道路法第二條)のであるから其の設置義務者は道路管理者、之に關する費用は原則として「管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔」となるべきものである。(道路法第二十條、第二十三條)

(二) 然るに道路には管理權のほかは警察權併存し、地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得、警察官吏ハ同上ノ場合一時道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得(道路取締令第

十八條)、又「地方長官ハ自動車ノ通行スル道路、區域又ハ時間ニ關スル制限ヲ設クルコトヲ得(自動車取締令第五十條)尙「地方長官ハ自動車ノ駐車ヲ禁止若ハ制限シ又ハ駐車場ヲ指定スルコトヲ得(同令第六十四條乃至第六十六條)之等の規定に基キ警察下命を一般に告知する方法として警察權自らの作用として道路標識を設置し得るものと謂はねばならぬ。

(三) 斯くして道路標識は近代道路として不可缺な施設であると共に其の大部分のものは交通取締上緊要な施設であるといへやう。従つて道路警察の必要に基キ道路標識は警察當局に於て警察費を以て設置し、道路管理の必要に基キ道路標識は管理者に於て設置すればよいと云ふやうな簡単な問題ではなく、實際に於ては道路警察の必要と道路管理の必要とは多くの場合競合するのであり、又兩者其他方の積極的施設に期待して自らは消極的態度に出づるときは緊要不可缺なるべき施設が設置せられず放置される虞れもあるのである。

(四) 元來禁止、制限、指導に關する標識は大部分道路警察上の必要に基キ施設ではあるが、同時に亦道路管理上から云つても必要な施設であるから、本令に於ては新に之等の標識を道路標識として採用した。従つて道路法第二條の規定により苟も常置的な即ち道路の附屬物たるべき性質のものには道路管理者に於て設置すべきものとなつたのである。但し之等標識の表示せんとする警察下命の内容竝に設置場所に就ては警察當局の指示に従ふべきは言を俟たない。尙道路管理者は道路標識を設置する必要ありや否やの認定權を有して居るが、道路警察の必要に基くものに就ては其の認定に付警察當局の意見を尊重して之を決定すべきである。

(五) 道路警察上必要なる道路標識にして「緊急ヲ要シ又ハ一時ノ必要ニ基クモノ」は警察官署に於て設置することが實際上便宜且當然のことといへやう。而して本令は警察官署に道路標識の設置義務を負はしめたものでなく、従つて其の

様式等に就ても當然適用ありといふ譯ではないが事の性質上爲し得る限り本令の様式に依るべきで斯くしてこそ始めて交通保全の効果を期待し得るのである。

(六) 従來警察費又は現物寄附等を以て警察側で設置して來た交通標識の大部分が今後道路管理者側に於て設置する取扱に變つて來る譯であるが地方の財政其の他に急激な變化を來さしむるは其の本旨でないから當分の間は従來の取扱例に依つて差支ない。殊に従來の金屬製の標識を回收賣却して得た額は新設費用の財源に充當すべきものであると思ふ。

(七) 之を要するに今後道路管理者と關係警察官署とは相互に常に緊密に連繫し兩者合體して道路交通の保全に充分の効果を擧げられんことを希望して已まない次第である。

以上述べた諸點に關し通牒一乃至三に於て左の如く指示せられてゐる。

一 本令ノ規定ニ依ル道路標識ニハ道路交通警察ノ必要ニ基ク標識ヲ多數包含シアリテ之等ニ就テハ警察官署ニ於テ自ラ之ヲ設置シ得ルコト勿論ナルモ、右ハ緊急ヲ要シ又ハ一時ノ必要ニ基クモノヲ除クノ外原則トシテ道路管理者ニ於テ設置シ從テ其ノ費用モ亦管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トスルヲ本則トスベキコト

二 道路管理者ハ關係警察官署ト常ニ緊密ニ連繫シ道路標識ヲ設置スル必要アリヤ否ヤノ認定ニ付警察當局ノ意見ヲ尊重シテ之ヲ決定スベキコト

三 道路交通警察ノ必要ニ基ク道路標識ノ施設ヲ警察當局ニ於テ警察費又ハ寄附金等ヲ以テ實施シ居ル向ニ在リテハ當分ノ間前記第一項ニ不拘従來ノ取扱例ニ依ルモ差支ナキコト

五 道路標識の種類に就て

(一) 道路標識の種類は左の五種である。(第二條)

一 警戒標識

二 禁止標識

三 制限標識

四 指導標識

五 案内標識

(二) 舊省令に依る道路警戒標は本令の警戒標識に相當し、道路方向標は本令の案内標識に相當するから純然たる新設に係るものは禁止、制限、指導の三種の標識である。

(三) 以下各標識に就き如何なる場合に之を設置するものなりやを説明する。

(1) 警戒標識

「警戒標識ハ道路ノ屈曲部、交叉點其ノ他交通上警戒ヲ必要トスル箇所(第三條)に對し之を設置するものである。而して其の種類は左記八種に限定シ、圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ使用シ得ザルモノトシた。(様式一、備考三)

1 踏切近シ

2 交叉近シ

3 左曲り近シ

4 右曲り近シ

5 屈曲多シ

6 危険近シ

7 學校近シ

8 徐行

右の内第一號乃至第四號及第七號は舊省令の道路警戒標に認められて居た種類であり、「屈曲多シ」「危険近シ」「徐行」の三種が新設せられたのである。

「屈曲ヲ伴フ上リ又ハ下リ」の標識を廢して「屈曲多シ」の種類を設けた理由は、坂路が警戒を要する所以は坂路が通常屈曲を伴ひ見透し不充分なるに依るものであつて、上り坂なりや下り坂なりやは附近の地形に依り自ら認識し得るから、「左曲リ近シ」「右曲リ近シ」「屈曲多シ」又は「危険近シ」の何れかを以て標示すれば足りると認められたからである。

「危険近シ」及「徐行」の種類を新設した理由は警戒標識として列記せられたもの以外に尙危険の箇所或は徐行すべき箇所があり得るので之等を凡て包括せんとする趣旨である。従て例へば「隧道近シ」「高サ注意近シ」「斷崖近シ」等徐行且注意して運轉しなければ危険な箇所には「危険近シ」の標識を、又「路面悪シ」「路面凹突アリ」等徐行して運轉するを適當とするやうな箇所には「徐行」の標識を設けることになるであらう。

「高サ注意近シ」又ハ「斷崖近シ」の標識を設けない理由は此等の標識を必要とする場合少く且其等の箇所は早晚改築せらるべきで一時的のものとして認められたからである。警戒標識の種類を斯くの如く少數に限定した理由は本標識が主として自動車を対象とするものであり且市街地以外の箇所に設置せらるゝこと多く従つて相當の高速度を以て走行しつゝ瞬間的に警

戒標識の内容を直覺せしめる必要がある爲徒らに多種多様のものを設けると運轉者が判斷に迷ひ又は混亂に陥る結果ともなると認められたからである。

(2) 禁止標識

「禁止標識へ通行止ヲ標示スル必要アル場合又ハ自動車乗降禁止若ハ駐車禁止ヲ標示スル必要アル場合其ノ禁止箇所(第四條)に對し之を設置するものである。

而して其の禁止の内容は多種多様であり且本標識は主として市街地に設置せられるものであるから前記警戒標識の場合と異なり「圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ必要トスル場合ニ於テハ本記載例ニ準ジ作成シ得ルモノト」した。(様式二、備考三)尙本記載例に列記せられた種類は左の如くである。

- 1 諸車通行止
- 2 營業用空車通行止
- 3 荷車通行止
- 4 自轉車通行止
- 5 貨物自動車通行止
- 6 諸車通抜禁止
- 7 左折禁止
- 8 直進及左折禁止

9 左折及右折禁止

10 U 轉廻禁止

11 自動車乗降禁止

12 駐車禁止

「禁止ヲ標示スル必要アル場合」と謂ふのは、禁止箇所全部に此の標識を設置せしめやうといふのでなく、禁止箇所中特に標示を必要とする箇所に設置せしめる趣旨を表したものである。例へば駐車禁止に就て自動車取締令第六十四條によれば

左ノ場所ニ於テハ交通上已ムラ得ザル場合ヲ除クノ外自動車ヲ停止シ又ハ駐車スベカラズ

一 道路ノ交叉點又ハ曲角ヨリ五米以内

二 横斷歩道

三 安全地帯ノ左側

四 前各號ノ外地方長官ノ指定シタル場所

とあるが駐車禁止の標示を爲す必要のあるのは右第四號のものであらう。要するに運轉者の常識として當然駐車してならぬやうな箇所に迄設置せしめる趣旨ではないのである。

(3) 制限標識

「制限標識ハ諸車ノ通行ニ關シ重量又ハ速度ノ制限ヲ標示スル必要アル箇所(第五條)に對シ之を設置するものである。

「制限ヲ標示スル必要アル箇所」と謂ふのは前記(2)禁止標識の項に於て説明したと同じ趣旨であつて、例へば速度の制限に就て廣範圍の區域全般に互り一般的制限を設けたやうな場合には他の方法を以て運轉者に周知徹底せしむべきであつて、某橋梁又は某區間の道路に付特別の速度制限を設けたやうな場合に本標識を設置するのが其の趣旨である。

(4) 指導標識

「指導標識ハ横斷歩道、自動車駐車場、一方交通其ノ他交通上指導ヲ必要トスル箇所(第六條)に對し之を設置するものである。

而して其の指導の内容は一定事項に限定し得ないので禁止標識の場合と同様「圖示以外ノ記號又ハ文字ヲ必要トスル場合ニ於テハ本記載例ニ準ジ作成シ得ルモノト」した。(様式四、備考三)

尙本記載例に列記せられた種類は左の如くである。

- 1 横斷歩道
 - 2 自動車駐車場
 - 3 諸車左折
 - 4 一方交通
- (5) 案内標識

「案内標識ハ道路ノ種類、方向又ハ距離等ヲ標示スル必要アル道路分岐點其ノ他ノ箇所(第七條)に於て之を設置するものである。

六 道路標識の設置地點に就て

(一) 道路標識の設置地點に付ては標識の種類に依り多少の差はあるが、何れにしても「通行者ニ最モ見易ク且交通ノ妨害トナラザル地點ニ設置スベキモノ」である。(通牒四)

(二) 以下各標識に就き定められた設置地點を述べれば

- (1) 警戒標識——「警戒ヲ必要トスル箇所ノ手前五十米乃至百米ノ地點ニ於テ道路ノ方向ニ面シ左側路端」(第三條)
- (2) 禁止標識——(イ)「通行止ヲ標示スル必要アル場合ニ在リテハ禁止箇所ノ前面中央又ハ道路ノ方向ニ面シ左側路端」(ロ)「自動車乗降禁止又ハ駐車禁止ヲ標示スル必要アル場合ニ在リテハ禁止箇所ノ見易キ地點」(第四條)

(3) 制限標識——「制限ヲ標示スル必要アル箇所ノ前面ニ於テ道路ノ方向ニ面シ左側路端」(第五條)

(4) 指導標識——「指導ヲ必要トスル箇所ノ見易キ地點」(第六條)

(5) 案内標識——「道路ニ面シ見易キ地點」(第七條)

(三)「道路ノ方向ニ面シ」(第三條乃至第五條)とは舊省令の用語を使用したものであつて、「行進方向ニ對シ標識板ノ表面ヲ向ケテ」といふ意味である。

(四)「左側路端」(第三條乃至第五條)と定めたのは左側通行(道路取締令第一條)の原則に従ひ通行者に「最モ見易ク且交通ノ妨害トナラザル地點」として適當と認められたのである。故に「路端」と謂ふ用語も抽象的に之を解釋することなく實地に標識を設置するに方つては

(イ) 通行者に見易からしむる爲には路面内、又は路面外とするも成るべく其の縁端に近接せしむるを要し

(ロ) 交通の妨害とならざる爲には路面の縁端より外方に離隔せしむるを要する

のであるから此の二つの要請を折衷調和し自ら適當なる地點を選定すべきである。此の點に關し通牒四に於て左の如く指示せられた。

「道路標識ハ通行者ニ最モ見易ク且交通ノ妨害トナラザル地點ニ設置スベキモノナルコト、從テ本令中左側路端ト定メラレタル場合ニ於テモ標識板ガ路面内ニ突出シテ交通妨害トナラザル如ク成シ得レバ路面外其ノ縁端附近ニ其ノ位置ヲ選定シ、已ムヲ得ザル場合ニ限り路面内縁端ニ設置スルヲ適當トスベキコト」

「路端」なる用語は舊省令の用語を其の儘使用したものであつて、他の法令に用ふる「路端」なる文句の意義と多少異なる點があるから讀解上注意を要する。例へば道路構造令第十條「國道及府縣道ノ路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位ヨリ一尺以上ト爲スベシ」の「路端」とは「路面の縁端」を意味する。

(五) 本令中「路端」とあるは「車道歩道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側トス」(第三條)と定められた。之亦通行者に見易からしめ且交通を妨害せざる爲の當然の措置である。尙街路に於て高速車道と自轉車道とを縁地帯を以て區劃する如き場合に於ては此の縁地帯に道路標識を設置するを要することもあるであらう。

(六) 警戒標識の設置地點に就て、舊省令に「八十米乃至百四十米」とあつたのを「五十米乃至百米」(第三條)と改めた理由は必要以上に遠距離の地點に於て之を標示するのは反つて運轉者に疲勞と錯誤を來す結果となるからである。右改正に依り舊省令の「但シ市街地ニ在リテハ相當其ノ距離ヲ短縮スルコトヲ得」なる但書は不要となつたので之を削除せられた。

(七)「通行止」の標識の設置地點は「禁止箇所ノ前面中央又ハ道路ノ方向ニ面シ左側路端」(第四條)と定められたが、例へば「諸車通行止」の如き場合には前面中央、其の場合には主として左側路端に設置することゝならう。

(八)「自動車乗降禁止」又は「駐車禁止」の標識の設置地點は「禁止箇所ノ見易キ地點」(第四條)と定められたが、交通を妨害せぬ様留意すべきは勿論である。

(九)此の點に關しては「指導標識」の設置地點(第六條)に就ても同様であり、車道歩道の區別ある箇所に於ては「横斷歩道」の標識は歩道の車道側、「諸車左折、右折又ハ一方交通」の標識は其の入口附近歩道の車道側と云ふことにならう。又狀況に依り道路若は交通廣場の綠地帯に設置するを可とする場合もあらう。

(十)「案内標識」の設置地點(第七條)も亦同様の見地から主として路端(車道歩道の區別ある箇所に於ては歩道上車道側)に設置せらるべきであるが、狀況に依り十字路の中央綠地帯に設置するを適當とする場合もあらう。

七 道路標識の様式に就て

(一)「道路標識ヲ設置シタル場合ニ於テハ別記様式ニ依ルベシ」(第八條)と規定せられ、「別記様式」に於て各標識の様式が詳細圖示せられ備考を附して説明せられてゐる

(二)以下各標識の様式の概要を述べる。(本誌法令欄道路標識圖不参照)

(1) 警戒標識(様式一)

一 形状 正三角形

二 色彩 縁赤色、記號及文字黒色

地（表裏共）及柱 白色

三高 約二・〇米

四 反射鈕 赤色に反射するものとす

(2) 禁止標識（様式二）

一 形状 圓形

二 色彩 縁及斜線赤色、記號及文字黒色

地（表裏共）及柱 白色

三高 約一・三米

四 反射鈕 赤色に反射するものとす

(3) 制限標識（様式三）

一 形状 圓形

二 色彩 縁赤色、文字黒色

地（表裏共）及柱 白色

三高 約一・三米

四 反射鈕 赤色に反射するものとす

(4) 指導標識（様式四）

一 形状 正方形又は長方形

二 色彩 記號及文字（横斷歩道及駐車場に關するものに在りては兩面共）綠色

三 高 約一・三米

四 反射鉤 綠色に反射するものとす

(5) 案内標識（様式五）

一 形状 羽型長方形

二 色彩 文字（兩面共）黑色

地（兩面共）及柱 白色

三 高 約二・〇米

(三) 標識の材料に就ては何等の制限がないけれども、「金屬回收ノ實施ニ伴ヒ既設道路標識ノ取替ヲ爲スノ要ニ迫ラレツ、アル」(通牒本文) 現狀に鑑み、木材又は何等か適當な代用品を材料として用ふることにならう。

(四) 標識板の厚さ竝に支柱の形及太さに就ても制限せられてゐないが、「道路ノ附屬物」たらしめるやうな常置の目的を以て設置するものは「堅牢」であることを要するは勿論である。

(五) 支柱は地中相當の深さに植込むべきものであるが、道路の構造上其の他の必要に依ては之を「定置式」と爲すことが出来る。(通牒五) 其の場合の注意事項に就ては前出第二(三)參照。

(六) 標識板の大きさは、「警戒標識」は一邊の長さ七〇糎の正三角形、「禁止標識」及「制限標識」は直徑四五糎の圓

形、「指導標識」は長さ三〇〇浬の正方形又は縦六〇浬、横三〇浬の長方形、「案内標識」は縦一米、横三〇浬の長方形で四隅を削り羽型としたものである。

以上によつて明らかな如く、主として市街地に設置せられる「禁止標識」、「制限標識」及「指導標識」は交通上の支障とならぬ様又材料の節約も考慮して「小形」とせられてゐるが、之に反し「警戒標識」及「案内標識」は市街地以外に設置せらるゝこと多く、従て相當の高速度を以て走行して居る場合でも運轉者の眼に映じ、容易に認識或は判讀し得る様「大形」とせられた。

前出第六(四)に於て一言した如く、標識を路端に設置する場合、その「路端」とは抽象的に「路面ノ縁端」と解することなく、特に「大形」の標識板を有するものに就ては交通上の妨害とならぬ様出來れば所謂路肩に設置することなく路面の縁端より若干外方に設置すべきものである。

(七) 標識の高さ(路面上より標識板の中心部迄の高さ)は「禁止」、「制限」及「指導」標識は約一・三米と定められた。之は標識板に「反射釘」を取付けることになつてゐるので、反射釘を自動車の前照燈に對し有効に作用せしむる爲實驗上適當な高さであり且此の程度の高さがあれば一般交通上の支障となる程度も比較的尠いと認められたからである。之に反し「警戒標識」の高さは約二米、「案内標識」の高さは標識板の下邊迄が約二米と定められた。其の理由は之等の標識が「大形」である爲成るべく交通上の妨害とならぬ様高さを増したのであり、且之等は市街地以外に設置せらるゝこと多く従て相當の高速度を以て走行し居る場合遠方から運轉者の眼に映ずる適當な高さとして認められたからである。

「警戒標識」の高さを約二米と定めた爲、標識板に反射釘を取付けると自動車の前照燈に對し反射釘が有効に作用しない

ので、別に反射鉦用の三角板を支柱の高さ約一米の所に取付けることに定められた。

(八) 標識の色彩に就ては通行者をして如何なる種類の標識なりやを瞬間的に印象付ける爲めに、「警戒」、「禁止」及「制限」標識には「赤色」を、「指導標識」は「綠色」を、「案内標識」は「白色」を用ひて之を區別してゐる。

赤色を用ふるもの相互の區別は、「警戒標識」は三角形の縁、「制限標識」は圓形の縁、「禁止標識」は圓形の縁及斜線によつて示してゐる。斜線は之に依り直觀的に「禁止」の意味を印象付けんとするもので、尙「止」又は「禁止」の文字を省略し之に依り通行止又は禁止の内容たる記號又は文字を比較的大ならしめんとするものである。然し乍ら斜線は「止」又は「禁止」を表はずと謂ふことは國民の常識となる迄しばらくの間若干の支障あるは争はれぬ事實であらう。

縁又は斜線の幅は五糎で比較的狭く感ぜられるが之も記號又は文字を成るべく大きくせんが爲めである。

(九) 夜間は赤色の反射鉦に依り「警戒標識」は三角形に、「禁止標識」は圓と斜線に、「制限標識」は圓く眼に映ずるから瞬間的に之を判別し得る。尙「指導標識」中方向指導に關する標識の矢印には綠色の反射鉦を取付けるから夜間に於ても明瞭に綠色の矢印を認識し得て自動車の方角指導に遺憾なからしめてゐる。

横斷歩道の矢印に反射鉦を取付けないのは本標識が主として歩行者を對象とするものであるからである。

(十) 一般に標識の地(表裏共)及支柱に白色を用ひたのは汚れ易い缺點はあるが、夜間記號及文字を判讀し易からしむるのみならず、戦時燈火管制下に於ては道路上の工作物は凡て白色を用ひ交通上の支障なからしむる絶對的需要があるからである。

(十一) 記號及文字は白地に對し最も鮮明に眼に映ずる黑色を用ひたが、「指導標識」に就ては縁を有せざる爲綠色を記

號及文字に用ふることに定められた。

(十二) 横斷歩道及駐車場に關する指導標識並に案内標識は記號及文字を標識板の兩面共記載する様に定められてゐるが、道路に面しない部分には記載を要せざること勿論である。

(十三) 標識の文字に就ては書體は「ゴチック」を用ひ(様式六)、横書の場合は文部省の統一方針に基き「左書キ」と定められた。(様式四及五)

(十四) 「案内標識」に就て舊省令では「路線名」を記載せしめてゐたのを、一般通行者にはさして必要なきものと認め、國道、府縣道等の別即ち「道路ノ種類」を記入せしめることに改められた。

(十五) 道路標識は所要に應じ支柱に別に「標示板」を取付け標識の内容を補足して差支ない。例へば「諸車止」の標識の内容を補足する爲めに「但シ自轉車ヲ除ク」、又は「自何年何月何日
至何年何月何日間」等を記載した標示板を取付ける如きものである。

結 び

道路標識の様式に就ては昭和五年頃から各方面で色々研究せられ試案を公表せられたものも尠くない。十有餘年の歳月を経て兎に角全國的に統一すべき様式が決定したことは道路交通行政上何よりの喜びであり、此の機會に本様式決定の基礎となつた金子源一郎氏を委員長とする道路標識委員會の報告書並に照明學會、關西道路研究會、警視廳、大阪府始め各府縣關係者の勞作に對し深甚の敬意を表する次第である。

時恰も大東亞戰爭の決戰體制下國の總力を擧げて戰爭目的の遂行に集中せしむべき時代であるから、如何に道路交通保

全の爲不可欠な施設であつても之が爲に物資、勞力を使用するは必要の最少限度に止むべきで、差當り金屬回收の實施に依り既設金屬製標識の取替を爲す必要に迫られてゐるもの及今後新設の必要あるものに付逐次設置して行くことにならう。従て當分の間は新舊兩標識が路上に現出してゐる結果となるが之も致方ない。何年か後に全面的統一の出來上る日を期待する次第である。

本令附則第三項に於て「従前ノ規定ニ依リ設置シタル道路警戒標又ハ道路方向標ハ本令ニ依ル警戒標識又ハ案内標識ト看做ス」と規定せられたのも前記の趣旨の一端を示すものであり、尙從來警察當局の手で設置せられて來た禁止、制限、指導に關する交通標識の設置されてゐる箇所には今直ちに本令に依る道路標識を道路管理者に於て設置する必要はない。

當分の間從來の取扱例に依て道路交通警察の必要に基く道路標識の施設を警察當局の手で新設竝に管理して行くか、或は從來設置したものは設置者に於て管理して行くが今後新設するものは道路管理者が設置竝に管理して行くこととするか、又は從來の施設の内常置的なもの即ち道路の附屬物たるべきものを此の際道路管理者に委譲して了ふことにするか、其の取扱方法は何れを適當とするか地方に依つて色々事情が違ふのであるから道路管理者と警察側と充分協議して最も圓滑に行く方法を決定すべきである。

道路管理者は道路自體の新設、改築、維持及修繕にのみ終始することなく、進んで道路の效用を全うする爲必要な施設に對しても積極的關心を示すべきであり、總力戦下に於ける道路交通の重要性を充分認識して限られた資材、勞力を按配工夫し以て近代道路の完成に努力せられん事を切望する次第である。(終)